

行政文書公開決定通知書

2 観名保第 202 号
令和 3 年 3 月 17 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聰 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和3年2月15日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	復命書、持參資料（平成30年7月9日分）	
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和3年3月22日 <small>午前 9時30分 午後</small>
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1階）
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴	
備 考	<p><決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488</p> <p>※同行した観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部長に係る 請求部分に関しては、別途観光文化交流局観光交流部観 光推進課から決定処分がされます（令和2年度からナゴ ヤ魅力向上担当部が観光交流部に改組のため）。</p>	

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

局長	所長	保存整備室長	保存整備室(補職略)
	旅行者		(係長) (村木) (荒井) (綾織) (遠藤) (森) (早川) (西村) (蜂矢) (矢形) (小村) 旅行者 旅行者 森 西村 蜂矢 矢形
	総務課長		ナゴヤ魅力向上室主幹 (都市魅力の向上にかかる特命事項の処理)

平成 30 年 7 月 10 日

復 命 書

名古屋市長様

観光文化交流局名古屋城総合事務所

所長 西野輝一

主幹 荒井敦徳

主幹 村木 誠

平成 30 年 7 月 9 日 (月) に、石垣部会打ち合わせのため、名古屋市東京事務所へ出張を命ぜられましたので、下記の通り報告いたします。

記

1 日時・場所

平成 30 年 7 月 9 日 (月)

16:00～18:00 名古屋市東京事務所

2 参加者

(石垣部会構成員) 北垣座長、赤羽副座長、宮武構成員、千田構成員

(文化庁記念物課) 山下主任調査官、中井調査官

(名古屋市)

西野所長、荒井主幹、村木

桜井部長、近藤生涯学習部長、片岡文化財保護室長、深谷主査

田中特別秘書、佐藤東京事務所長

3 内 容

石垣部会構成員、文化庁調査官と名古屋市で、天守台石垣の保全について意見交換を行った。

7月13日に開催予定の石垣部会用の資料『天守台石垣の保全と安全対策』に関し、これまでの調査内容、それに基づいた保全の方針、調査と石垣整備のスケジュール等について部会員と意見交換した

<調査内容・保全の方針>

今回の資料では、石垣の調査、検討が足りない。

天守台石垣の状態が悪く、崩れる危険性があるのに資料に書かれていない。

保全のために何をするかが書き込んでない。

<建物基礎>

穴蔵石垣は、昭和だからといって外して良いとはならない。

<スケジュール>

天守閣を復元するかどうかを別にして(部会はそれには関与しない)、石垣の修復をまずやらねばならない。工事の後でやるというのはダメ。

一般論として、修理が先。

<その他>

部会に市長が来ることは問題ない。

北面の孕みだしは危険な状態なので、市長、副市長、議員にも見せた方がよい。

調査研究センターは独立した組織でないといけない。

<7月13日の部会>

次の部会の議題は、天守台石垣保全、小天守周り発掘、ケーソン下ボーリング、掲手。